広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和元年７月１日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

 広島市長 松 井 一 實

１　業務の概要

　(1)　業務名

　　　広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務

　(2)　委託期間

　　　契約締結日から令和4年3月31日までとする。

　(3)　業務内容

　　　別紙「広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務仕様書」のとおり

　(4)　概算事業費

　　　本業務に係る費用は、次のとおりとする。

　　　19,563,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内を想定している。

　　　　（年度別内訳）

平成３１年度：5,165,000円

令和２年度 ：7,199,000円

令和３年度 ：7,199,000円

なお、上記の費用は、令和元年10月以降の消費税及び地方消費税の税率を10％として算出したものである。

　(5)　受注候補者の特定方法

　　　公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という。）を実施し、最優秀提案者（受託候補者）を特定する。

　　　公募型プロポーザル手続等の詳細については、広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務に係る公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

２　プロポーザル参加資格

　　参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

　(1)　本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる団体（法人）であること。

　(2)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。

　(3)　公募の日から受注候補者の特定までの間いずれの日においても、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。

　(4)　公募の日から受注候補者の特定までの間いずれの日においても、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年広島市要綱）に基づく指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

　(5)　会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

　(6)　広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

　(7)　法人格を有する団体であって、広島市内に本店、支店又は営業所又はそれらに準ずる事務所を有する者であること。

　(8)　次の各号のいずれにも該当しない団体であること。

　　ア　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団等の統制の下にあるもの

　　イ　代表者又は役員が暴力団員等であるもの

　　ウ　暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの

　(9)　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

３　プロポーザル説明書、基本仕様書等の配布方法

　　広島市のホームページ(http://www.city.hiroshima.lg.jp/)のトップページ左の「電子入札・登録」→調達情報公開システムの「一般公開用」→調達情報公開システムに掲載されない「入札・見積り情報」・「結果情報」→「平成３１年度案件（市長部局）」画面を展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすることができる。

　　ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

　(1)　配布期間

　　　公示日から令和元年7月31日（水）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49条）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

　(2)　配布場所　〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所 本庁舎2階）

　　　広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課管理係

　　　TEL　082-504-2173　　 FAX　082-504-2136　　 E-Mail　kaigo@city.hiroshima.lg.jp

４　参加申込受付

　(1)　申込期間

　　　公示日から令和元年7月12日（金）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

　(2) 提出物

　　ア　公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

　　イ　登記事項証明書（現在事項全部証明書）

　　ウ　広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことの証明）

　　エ　印鑑証明書

　　オ　法人のパンフレット（会社概要）等

　(3)　提出場所

　　　前記３(2)に同じ。

　(4)　提出方法

　　　前記３(2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

　(5)　参加資格確認結果の通知

　　　令和元年7月16日（火）までに参加資格確認結果を通知する。

５　質問の受付と回答

　(1)　この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

　　ア　受付期間

　　　　公示日から令和元年7月12日（金）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

　　イ　提出場所

　　　　前記３(2)に同じ。

　　ウ　提出方法

　　　　仕様書等に関する質問書（様式２）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること

　(2)　前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するとともに、前記３(2)の場所において、令和元年7月31日（水）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するとともに広島市ホームページに掲載する。

６　企画提案書の提出期限及び提出場所等

　ア　提出期限　令和元年7月31日（水）午後5時15分

　イ　提出場所　前記３(2)に同じ

　ウ　提出方法　「広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務企画提案書」（様式３）により作成し、持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出する。

７　最優秀提案者（受託候補者）の特定

　(1)　企画提案書の審査

　　　広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務審査委員会が行う。

　(2)　審査基準

　　　プロポーザル説明書による。

　(3)　審査結果の通知

　　　審査結果は、すべての参加者に書面により通知するほか、本市ホームページにおいて公表する。

８　その他

　(1)　契約保証金

　　　契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各項目に該当する時には契約保証金の納付を免除する。

　　　ア　保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

　　　イ　過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上に渡って締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

　(2)　委託料の額

　　　企画提案の選定後、受託候補者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

　(3)　その他

　　　応募に参加する者に必要な資格を有しない者のした企画提案書提出及び企画提案書提出に関する条件（企画提案書の説明に参加しなかった場合等）に違反した者の企画提案は無効とする。

　　　詳細は、プロポーザル説明書による。